

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 三重厚生年金 事案 1953

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和40年3月26日からA社B工場C出張所に所長として勤務し、その後、43年3月27日にD出張所へ転勤しており、申立期間は継続して勤務している。申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社B工場に継続して勤務し（A社B工場C出張所（適用事業所名は同社同工場）から同社B工場D出張所（適用事業所名は同社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録によると、申立人は昭和40年3月から43年2月までにおいて、A社B工場C出張所に在籍していたと認められることから、同社同工場における資格喪失日は、同社における資格取得日と同日の40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 40 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1954

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を、平成18年8月5日は15万2,000円、同年12月28日は16万円、19年8月5日は12万円、同年12月26日は14万6,000円、20年8月5日は9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月5日  
② 平成18年12月28日  
③ 平成19年8月5日  
④ 平成19年12月26日  
⑤ 平成20年8月5日

年金事務所から、A社の賞与について、同僚の記録が訂正されたとの文書が届いたが、私の賞与の記録も漏れているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び賞与集計表により、申立人は、申立期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 18 年 8 月 5 日は 15 万 2,000 円、同年 12 月 28 日は 16 万円、19 年 8 月 5 日は 12 万円、同年 12 月 26 日は 14 万 6,000 円、20 年 8 月 5 日は 9 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主が保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1955

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 2 日から 60 年 7 月 15 日まで

私は、申立期間に育児休暇を取っていたが、その間の厚生年金保険料を会社から請求され現金で支払ったことを、当時、同じ職場だった夫が記憶している。申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して在籍していたことは認められる。

しかしながら、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票における被扶養者欄から、申立人が少なくとも昭和 59 年 5 月 1 日には被扶養者であったことが推認できる。

また、A社から提出された昭和 60 年 1 月に作成されたと推認される就業規則には、育児休暇について、「休職期間中社会保険は資格喪失とする。」と規定されているところ、申立人が記憶する同僚は、「私も昭和 59 年から育児休暇を取得していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録は無い。」と回答している上、出産後の 1 年間は、国民年金保険料を前納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 28 日から 39 年 9 月 25 日まで  
A社の厚生年金保険の記録が昭和 39 年 9 月 25 日からとなっているが、37 年 11 月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における複数の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、昭和 39 年 9 月 25 日資格取得となっている。」と回答し、当該通知書を提出しており、これは申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録、厚生年金保険記号番号払出簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む。）に照会したところ、当該同僚が記憶する入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までに約 2 か月から 6 年以上の未加入期間があり、聴取した同僚の一人は、「入社時に社長から厚生年金保険に加入するか聞かれた時、保険料を引かれるのが嫌だったので断ったが、保険料は半分負担するので加入した方がいいと言われ、後で加入した。」と供述している上、A社の取締役も、「当時、従業員に厚生年金保険の加入について希望を確認していた。」と供述しており、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。